

当院は、健康保険法等の規定に基づき、北海道厚生局長等に下記のとおり届出している医療機関です。

《指定事項》

- 保険医療機関 • 救急告示病院 • 労災保険指定医療機関 • 生活保護法指定医療機関
- 結核指定医療機関 • 指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）
- 原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱医療機関 • 特定疾患治療研究事業委託医療機関
- 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業委託医療機関
- ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業委託医療機関
- 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関（内科・整形外科）

1. 入院基本料について

①療養病床(療養病棟入院基本料2) 看護職員20：1、看護補助者20：1。

夜間勤務看護配置 看護職員2人、看護補助者1人がいます。

1日に4人以上の看護職員（看護師・准看護師）と4人以上の看護補助者がいます。

- 8：30～16：30まで 看護職員 1人当たりの受け持ち患者数は8人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は8人以内です。
- 16：30～ 8：30まで 看護職員 1人当たりの受け持ち患者数は31人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は31人以内です。

②地域包括ケア病床(地域包括ケア医療入院管理料2) 看護職員13：1

夜間勤務看護配置 看護職員1人がいます。

1日に8人以上の看護職員（看護師・准看護師）がいます。

- 8：30～16：30まで、看護職員 1人当たりの受け持ち患者数は4人以内です。
- 16：30～ 8：30まで、看護職員 1人当たりの受け持ち患者数は31人以内です。

2. その他施設基準に関する届出事項について

- 診療録管理体制加算2・認知症ケア加算3・データ提出加算1口・療養病棟療養環境加算
- 経腸栄養管理加算・医療機器安全管理料1・肝炎インターフェロン治療計画料・輸血管理料Ⅱ
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）・呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）・運動器リハビリテーション料（Ⅲ）・人工腎臓
- 導入期加算1・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算・胃瘻造設術・救急外来医学管理料3
- 下肢末梢動脈疾病指導管理加算・CT撮影及びMRI撮影16-64列未満・がん性疼痛緩和指導管理料
- 保険医療機関間の連携による病理診断・検体検査管理加算（Ⅱ）・医師事務作業補助体制加算2
- 入院ベースアップ評価料106・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び注5・感染対策向上加算3
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報強化料・持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算2（入院・外来）

3. 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食7:30以降、昼食12:00以降、夕食18:00以降）、適温で提供しております。

4. 診療報酬の詳細が分かる明細書の発行について

当院では、診療報酬の詳細が分かる明細書を無料で発行しております。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、無料で発行致します。明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

5. 保険外併用診療費について

①特別の療養環境の提供（特別室）

- ・療養病床 3号室（個室）・5号室（個室）
… 1日につき1,100円（税込）
トイレ・洗面台・テレビ・応対セット備付
- ・地域包括ケア病床 23号室（個室）・25号室（2床）・32号室（個室）・33号室（個室）
…1日につき2,200円（税込）
トイレ・洗面台・テレビ・室内冷蔵庫・応接セット備付
- その他 ディールームに設置の冷蔵庫・電話（通話料別料金）

②その他

- ・予防接種 ホームページ・1階受付窓口にてご案内しております。
- ・文書料 ホームページ・1階受付窓口にてご案内しております。
- ・食事療養費の標準負担額

70歳未満	70歳以上	標準負担額（1食当たり）
●一般（下記以外）	●一般（下記以外）	550円
●低所得者（住民税非課税）	●低所得者Ⅱ	●指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 330円
該当なし	●低所得者Ⅰ	●過去1年間の入院期間が90日以内 270円
		●過去1年間の入院期間が90日超 220円
		130円

・生活療養費の標準負担額

療養病床に入院する65歳以上		標準負担額		
		食費（1食）	居住費（1日）	
一般	①一般の患者（下記のいずれにも該当しない者）	550円	430円	
	②厚生労働大臣が定める者※1（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）	550円	430円	
	③指定難病患者（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）	330円	0円	
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ（⑤⑥に該当しない方）	270円	430円	
	⑤低所得者Ⅱ（※1に該当する者）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	270円	430円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	220円	
	⑥低所得者Ⅱ（指定難病患者）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	270円	0円
申請月以前の12月以内の入院日数が90日超		220円		
低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ（⑧⑨⑩⑪に該当しない者）	130円	430円	
	⑧低所得者Ⅰ（※1に該当する者）	110円	430円	
	⑨低所得者Ⅰ（指定難病患者）	110円	0円	
	⑩低所得者Ⅰ（老齢福祉年金受給者）			
	⑪境界層該当者※2			

※1 病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者（健康保険法施行規則第62条の3第4号）

※2 負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者

- ・おむつ代 @33円～88円（税込）（大きさ・種類によって異なります）
- ・テレビ @165円（税込）×利用日数（個室利用料をお支払いの方は除く）
- ・冷蔵庫 @110円（税込）×利用日数（個室利用料をお支払いの方は除く）

診療記録等の開示に要する料金は1階受付窓口に掲示しておりますが、各種手続きを要するため窓口へお問い合わせ下さい。